

研究拠点形成事業実施要項

平成23年7月1日
理事長裁定

改正 平成27年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成15年規程第1号）第6条第二号の規定に基づき、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が行う研究拠点形成事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、我が国において先端的かつ国際的に重要と認められる研究課題、または地域における諸課題解決に資する研究課題について、我が国と世界各国の研究教育拠点機関をつなぐ持続的な協力関係を確立することにより、当該分野における世界的水準または地域における中核的な研究交流拠点の構築及び次世代の中核を担う若手研究者の育成を行うことを目的とする。

(実施形態)

第3条 本事業は、次に掲げる型により実施するものとする。

- 一 先端拠点形成型
- 二 アジア・アフリカ学術基盤形成型

(交流形態)

第4条 本事業においては、振興会が世界各国の学術振興機関等（以下「対応機関」という。）との協力により、特定の研究課題に関して、二国間又は多国間で共同研究、セミナー及び研究者交流を組み合わせて実施することとし、次に掲げる組織・人員を指定することとする。

- 一 拠点機関 交流の中核となる大学等学術研究機関又はその部局で、本事業の実施計画のとりまとめ、相手国の拠点機関及び国内の研究者との連絡調整、具体的な事業の実施及び経費の管理を行うもの。拠点機関に、実施組織代表者及びコーディネーターを置く。
- 二 協力機関 拠点機関に協力して、その交流の実施に参加する大学等学術研究機関又はその部局
- 三 協力研究者 拠点機関及び協力機関に属さない研究者であって、拠点機関に協力し

て、その交流の実施に参加するもの

(実施期間)

第5条 本事業における各交流の実施期間は、先端拠点形成型は5年間、アジア・アフリカ学術基盤形成型は3年間を限度とする。

(評価)

第6条 本事業のうち、先端拠点形成型は、別に定める方法により、中間年度及び終了時に評価を行うものとする。

(経費の負担)

第7条 振興会は、先端拠点形成型の実施において次に掲げる経費を対応機関と分担する。また、アジア・アフリカ学術基盤形成型のうち対応機関と経費を分担して実施する場合において、次に掲げる経費を分担する。

- 一 派遣される研究者の渡航費及び滞在費
- 二 受け入れる研究者の渡航費及び滞在費
- 三 セミナー開催に必要な経費
- 四 その他、本事業を実施するために必要な経費

(実施方法)

第8条 振興会は、本事業の実施に必要な業務の一部を、拠点機関に委託することができる。

2 前項の業務委託に関する事項は、別に定める。

(報告書の提出)

第9条 拠点機関は、振興会の求めに応じ、必要な報告書等を作成し、振興会に提出するものとする。

(知的財産権の帰属)

第10条 本事業の実施により生じた成果に係る知的財産権は、拠点機関、協力機関及び協力研究者の所属する機関の帰属とすることができる。

2 前項に定めるもののほか、知的財産権の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成27年4月1日）

この要項は、平成27年4月1日から施行する。